

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：独立行政法人住宅金融支援機構)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	(株)エイチ・ジイ・エス 東京都文京区関口1-24-2	人材派遣	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.3	15,658,126	随意契約	労力の供給であるため(会計規程31条第10号)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		単価契約
2	(財)住宅金融普及協会 東京都文京区関口1丁目24番2号	「住宅金融月報」購入	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.3	17,734,080	随意契約	本業務については、発行元である契約相手方からしか調達できないことから、随意契約を行ったものである。(政府調達規程第11条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(平成19年度から)		
3	(財)公庫住宅融資保証協会 東京都文京区後楽1-4-10	テレビCM作成費負担金	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H19.3.22	9,996,000	随意契約	本業務は、契約相手方が製作を委託したテレビCMについての分担当を支払うものであるため。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(平成19年度から)		
4	(株)エイチ・ジイ・エス 東京都文京区関口1-24-2	人材派遣	住宅金融公庫 住情報相談センター契約担当役 渡邊公雄 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.3	22,448,003	随意契約	労力の供給であるため(会計規程31条第10号)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		単価契約
5	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	会計(決算)システムのメンテナンス	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.5.15	9,618,000	随意契約	本業務は、公庫の決算を行うための会計システムのメンテナンスであり、既存プログラム・結合しているプログラム・機能等に熟知している必要があること等のため随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
6	三井不動産販売(株) 東京都新宿区西新宿2-1-1	審査センター及びコールセンターの開設に係る仲介手数料	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.8.14	5,470,783	随意契約	本件は、利便性等の要件を満たした賃貸物件を事務所として賃貸借契約を行うに当たり、仲介を行った契約相手方に仲介手数料支払うことが必要であったため、随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
7	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	会計(決算)システムのメンテナンス	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H19.2.16	8,253,000	随意契約	本業務は、公庫の決算を行うための会計システムのメンテナンスであり、既存プログラム・結合しているプログラム・機能等に熟知している必要があること等のため随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
8	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	有価証券管理システムのメンテナンス	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H19.3.1	6,300,000	随意契約	本業務は、有価証券の銘柄等を管理するシステムのメンテナンスであり、既存プログラム・結合しているプログラム・機能等に熟知している必要があることから、随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直の余地あり	公募を実施(平成20年度から)		
9	(財)住宅金融普及協会 東京都文京区関口1丁目24番2号	すてっぷ・あっぷ(秋号)	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.6.5	35,278,522	随意契約	本業務は、住宅債券積立者向け情報誌を企画、制作、発行する業務であり、住宅債券制度、公庫融資制度、住宅取得者予定者層が必要とする情報等に熟知している必要があることから、随意契約を行ったものである。(会計規程31条第2号)	見直の余地あり	競争入札に移行(平成19年度から)		
10	(財)住宅金融普及協会 東京都文京区関口1丁目24番2号	すてっぷ・あっぷ(春号)	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H19.2.16	33,606,470	随意契約	本業務は、住宅債券積立者向け情報誌を企画、制作、発行する業務であり、住宅債券制度、公庫融資制度、住宅取得者予定者層が必要とする情報等に熟知している必要があることから、随意契約を行ったものである。(会計規程31条第2号)	見直の余地あり	競争入札に移行(平成19年度から)		
11	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	住宅宅地債券業務処理委託	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.3	69,017,721	随意契約	本業務は、住宅宅地債券システムからの帳票の出力及び帳票等の郵送を行う業務であり、当該システムの内容・構成・運用状況に熟知している必要があったことから、随意契約を行ったものである。(政府調達規程第11条第3号)	見直の余地あり	公募を実施(平成20年度から)		
12	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	住宅宅地債券(マンション修繕コース)システムのメンテナンス	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H19.3.2	4,683,000	随意契約	本業務は住宅宅地債券システムのメンテナンスを行う業務であり、当該システムを開発し、その後、現在に至るまで継続してメンテナンス及び運用を行っており、最新のシステム環境を最も熟知していることから、随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直の余地あり	公募を実施(平成20年度から)		

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：独立行政法人住宅金融支援機構)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
13	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	総合オンラインシステムのメンテナンス	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H18.4.3	2,429,862,750	随意契約	本業務は、総合オンラインシステムに対してメンテナンスを実施するものであり、総合オンラインシステムは、融資、返済金管理等多数の機能が複雑に連動しており、業務に支障が生じることのないよう(お客様にご迷惑をおかけすることのないよう)的確にメンテナンスするためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(政府調達規程第11条第3号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
14	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	フラット35専用ホームページに係るホスティング	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H18.4.3	4,611,600	随意契約	本業務は、フラット35専用ホームページに係るホスティングの提供を行うものであり、既に利用契約締結済みの機器利用契約(ホスティング等)の延長のため競争に付することが困難であるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(平成20年度から)		
15	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	本支店オンラインシステム等の運用	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H18.4.3	153,116,415	随意契約	本業務は、本支店オンラインシステムに係る運用業務を委託するものであり、本支店オンラインシステムは、融資保険の付保、保険料収納、保険金支払い等多数の機能が複雑に連動しており、業務に支障が生じることのないよう(お客様にご迷惑をおかけすることのないよう)的確に運用するためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(政府調達規程第11条第3号)	見直しの余地あり	公募を実施(平成20年度から)		
16	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	Withシステムの運用	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H18.4.3	88,824,435	随意契約	本業務は、Withシステム(グループウェア、共有ドライブ、インターネット接続等のシステムの総称)の運用業務を委託するものであり、Withシステムは、出勤管理、メールフィルタリング、ファイルへのアクセス権限等が複雑に相互チェック・連動しており、業務に支障が生じることのないよう的確に運用するためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(政府調達規程第11条第3号)	見直しの余地あり	公募を実施(平成20年度から)		
17	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	ホスティング&メールサービス、DBサービス	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H18.4.3	6,148,800	随意契約	本業務は、ホスティング&メールサービス、DBサービスの提供を行うものであり、既に利用契約締結済みの機器利用契約(ホスティング等)の延長のため競争に付することが困難との理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(平成20年度から)		
18	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	総合オンラインシステム運用	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H18.4.3	4,267,400,417	随意契約	本業務は、総合オンラインシステムに係る運用業務を委託するものであり、総合オンラインシステムは、融資、返済金管理等多数の機能が複雑に連動しており、業務に支障が生じることのないよう(お客様にご迷惑をおかけすることのないよう)的確にメンテナンスするためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(政府調達規程第11条第3号)	見直しの余地あり	公募を実施(平成20年度から)		

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：独立行政法人住宅金融支援機構)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
19	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	総合オンラインシステムのWithパソコン搭載に伴う通信回線設備利用料(新HSネット・サービス利用料)	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H18.6.12	3,402,000	随意契約	本業務は、総合オンラインシステムに係るネットワークの利用契約であり、総合オンラインシステムは数百万件の顧客情報を取り扱うシステムであり、ネットワーク構築に万全なセキュリティを確保するためには、最新のシステム構成、ネットワーク構成を熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直しの余地あり	公募を実施（平成20年度から）		
20	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	Withシステムの保証協会統合メンテナンスの設計	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H18.4.3	5,327,700	随意契約	本業務は、Withシステム(グループウェア、共有ドライブ、インターネット接続等のシステムの総称)に対してメンテナンスの設計を行うものであり、Withシステムは、出勤管理、メールフィルタリング、アクセス権限等が複雑に相互チェック・運動しており、業務に支障が生じることのないよう的確にメンテナンスするためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
21	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	総合オンラインシステムのメンテナンス(全国個人信用情報センターのシステム更新に伴う接続方式変更メンテナンス)	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H18.5.9	59,976,000	随意契約	本業務は、総合オンラインシステムに対してメンテナンスを実施するものであり、総合オンラインシステムは、融資、返済金管理等多数の機能が複雑に運動しており、業務に支障が生じることのないよう(お客様にご迷惑をおかけすることのないよう)的確にメンテナンスするためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
22	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	総合オンラインシステムのWithパソコンへの搭載に伴うWithシステムへのメンテナンス	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H18.5.23	13,760,250	随意契約	本業務は、Withシステム(グループウェア、共有ドライブ、インターネット接続等のシステムの総称)に対してメンテナンスを実施するものであり、Withシステムは、出勤管理、メールフィルタリング、アクセス権限等が複雑に相互チェック・運動しており、業務に支障が生じることのないよう的確にメンテナンスするためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：独立行政法人住宅金融支援機構)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
23	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	総合オンラインシステムのWithパソコンへの搭載に伴う通信回線設備の構築	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.5.23	6,552,000	随意契約	本業務は、総合オンラインシステムのWithパソコンへの搭載に伴う通信回線設備の構築を行うものであり、Withシステム(グループウェア、共有ドライブ、インターネット接続等のシステムの総称)は、出勤管理、メールフィルタリング、アクセス権限等が複雑に相互チェック・連動しており、業務に支障が生じることのないよう的確にメンテナンスするためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
24	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	総合オンラインシステムメンテナンス(全国銀行個人信用情報センター対応)	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.6.28	6,048,000	随意契約	本業務は、総合オンラインシステムに対してメンテナンスを実施するものであり、総合オンラインシステムは、融資、返済金管理等多数の機能が複雑に連動しており、業務に支障が生じることのないよう(お客様にご迷惑をおかけすることのないよう)的確にメンテナンスするためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
25	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	審査センター開設に伴うWithサーバー機器設定変更	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.8.18	4,989,600	随意契約	本業務は、Withサーバー機器設定変更を行うものであり、Withシステム(グループウェア、共有ドライブ、インターネット接続等のシステムの総称)は、出勤管理、メールフィルタリング、アクセス権限等が複雑に相互チェック・連動しており、業務に支障が生じることのないよう的確にメンテナンスするためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
26	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	総合オンラインシステムメンテナンス(償還条件変更に関するチェック機能追加)	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.8.31	3,780,000	随意契約	本業務は、総合オンラインシステムに対してメンテナンスを実施するものであり、総合オンラインシステムは、融資、返済金管理等多数の機能が複雑に連動しており、業務に支障が生じることのないよう(お客様にご迷惑をおかけすることのないよう)的確にメンテナンスするためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
27	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	総合オンラインシステムのメンテナンス(タワー型マンション対応)	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.9.29	1,134,000	随意契約	本業務は、総合オンラインシステムに対してメンテナンスを実施するものであり、総合オンラインシステムは、融資、返済金管理等多数の機能が複雑に連動しており、業務に支障が生じることのないよう(お客様にご迷惑をおかけすることのないよう)的確にメンテナンスするためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：独立行政法人住宅金融支援機構)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
28	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	総合オンラインシステムのメンテナンス(買取型融資率9割等対応)	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H18.11.10	1,088,640	随意契約	本業務は、総合オンラインシステムに対してメンテナンスを実施するものであり、総合オンラインシステムは、融資、返済金管理等多数の機能が複雑に連動しており、業務に支障が生じることのないよう(お客様にご迷惑をおかけすることのないよう)的確にメンテナンスするためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
29	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	Withシステムメインデータベース(出勤管理、時間外勤務命令管理)のメンテナンス	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H18.12.4	12,297,180	随意契約	本業務は、Withシステム(グループウェア、共有ドライブ、インターネット接続等のシステムの総称)に対してメンテナンスを実施するものであり、Withシステムは、出勤管理、メールフィルタリング、アクセス権限等が複雑に相互チェック・連動しており、業務に支障が生じることのないよう(お客様にご迷惑をおかけすることのないよう)的確にメンテナンスするためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
30	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	総合オンラインシステムの制度改正対応メンテナンス	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H19.2.16	98,421,750	随意契約	本業務は、総合オンラインシステムに対してメンテナンスを実施するものであり、総合オンラインシステムは、融資、返済金管理等多数の機能が複雑に連動しており、業務に支障が生じることのないよう(お客様にご迷惑をおかけすることのないよう)的確にメンテナンスするためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直しの余地あり	公募を実施(平成20年度から)		
31	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	Withシステム保証協会統合メンテナンス	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H19.2.14	6,210,004	随意契約	本業務は、Withシステム(グループウェア、共有ドライブ、インターネット接続等のシステムの総称)に対してメンテナンスを実施するものであり、Withシステムは、出勤管理、メールフィルタリング、アクセス権限等が複雑に相互チェック・連動しており、業務に支障が生じることのないよう(お客様にご迷惑をおかけすることのないよう)的確にメンテナンスするためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
32	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	総合オンラインシステムのメインフレーム更改に伴う既存アプリケーションへのメンテナンス	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H19.2.16	97,776,000	随意契約	本業務は、総合オンラインシステムに対してメンテナンスを実施するものであり、総合オンラインシステムは、融資、返済金管理等多数の機能が複雑に連動しており、業務に支障が生じることのないよう(お客様にご迷惑をおかけすることのないよう)的確にメンテナンスするためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直しの余地あり	公募を実施(平成20年度から)		

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：独立行政法人住宅金融支援機構)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
33	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	融資保険システムの制度改正対応メンテナンス	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H19.2.16	50,001,000	随意契約	本業務は、融資保険システムのメンテナンスを行うものであり、融資保険システムは、融資保険の付保、保険料収納、保険金支払い等多数の機能が複雑に連動しており、業務に支障が生じることのないよう(お客様にご迷惑をおかけすることのないよう)的確に運用するためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直の余地あり	公募を実施（平成20年度から）		
34	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	コールセンター開設に伴うWithシステムネットワーク機器の設定変更	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H19.1.10	2,438,100	随意契約	本業務は、Withサーバ機器設定変更を行うものであり、Withシステム(グループウェア、共有ドライブ、インターネット接続等のシステムの総称)は、出勤管理、メールフィルタリング、アクセス権限等が複雑に相互チェック・連動しており、業務に支障が生じることのないよう的確にメンテナンスするためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
35	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	住宅金融支援機構への移行に伴うドメイン変更に係るWithシステムの設定変更	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H19.2.1	4,080,300	随意契約	本業務は、Withサーバ機器設定変更を行うものであり、Withシステム(グループウェア、共有ドライブ、インターネット接続等のシステムの総称)は、出勤管理、メールフィルタリング、アクセス権限等が複雑に相互チェック・連動しており、業務に支障が生じることのないよう的確にメンテナンスするためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
36	(財)東日本不動産流通機構 東京都千代田区鍛冶町2-3-2	(財)東日本不動産流通機構に対する負担金	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.3	1,100,000	随意契約	機構の融資審査のために不動産成約情報が必要であり、東日本の不動産成約情報を提供しているのが東日本不動産流通機構しか存在しないことから、随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	12	
37	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	融資審査案件集計・分析用ソフトの運用・サポート	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.3	1,638,000	随意契約	本業務は、機構が保有しているシステムと密接に連動しており、業務に支障を来さないよう的確に対応するために、本システムの最新の内容・構成等を熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると、使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直の余地あり	公募を実施（平成20年度から）		
38	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	個人信用情報登録データに係るシステム処理	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.6.28	4,032,000	随意契約	本業務は、機構が保有しているシステムと密接に連動しており、業務に支障を来さないよう的確に対応するために、本システムの最新の内容・構成等を熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると、使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直の余地あり	公募を実施（平成20年度から）		

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：独立行政法人住宅金融支援機構)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
39	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	マイホームいんでつくす(発送作業等含む)	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.3	43,734,777	随意契約	本業務は、住宅債券購入者への情報提供紙(マイホームいんでつくす)を企画・作成を行うものであり、マンション等の分譲事業に精通しており、かつ、公庫付分譲住宅融資等公庫が行う政策の意図を十分に理解して、記事を企画・作成することができる機関であることが必要であることにより随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(平成19年度から)		
40	(財)マンション管理センター 東京都千代田区一ツ橋2丁目5-5	マンション情報BOX(春号)	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H19.3.1	4,954,729	随意契約	本業務は、マンションまいる債を購入した管理組合向けの情報誌を作成するものであり、マンションの適切な維持管理に精通しており、かつ、共用部分リフォーム融資等公庫が行う政策の意図を十分に理解して、記事を企画・作成することができる機関であることが必要であることにより随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(平成19年度から)		
41	(財)マンション管理センター 東京都千代田区一ツ橋2丁目5-5	マンション情報BOX(秋号)	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.9.19	4,761,202	随意契約	本業務は、マンションまいる債を購入した管理組合向けの情報誌を作成するものであり、マンションの適切な維持管理に精通しており、かつ、共用部分リフォーム融資等公庫が行う政策の意図を十分に理解して、記事を企画・作成することができる機関であることが必要であることにより随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(平成19年度から)		
42	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	フラット35相談システム運用	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.3	7,049,537	随意契約	本業務は、機構が保有しているシステムと密接に連動しており、業務に支障を来さないよう的確に対応するために、本システムの最新の内容・構成等を熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると、使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直しの余地あり	公募を実施(平成20年度から)		
43	(財)住宅産業研修財団 東京都港区虎ノ門1-1-21	インターネットHICバナー広告	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.3	2,310,000	随意契約	本業務は、インターネット上において当公庫業務に係るバナー広告を行うものであるが、契約相手方が運営するサイトは、当公庫の目的に合致するデータベースとしては国内最大規模であり、最大の効果が得られると認められることから、契約相手方との随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直しの余地あり	公募を実施(平成20年度から)		
44	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	資金計画診断システムのメンテナンス	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.3	2,232,300	随意契約	本業務は、機構が保有しているシステムと密接に連動しており、業務に支障を来さないよう的確に対応するために、本システムの最新の内容・構成等を熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると、使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
45	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	資金計画診断システムメンテナンス	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.7.4	2,866,500	随意契約	本業務は、機構が保有しているシステムと密接に連動しており、業務に支障を来さないよう的確に対応するために、本システムの最新の内容・構成等を熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると、使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：独立行政法人住宅金融支援機構)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
46	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	総合相談システムの機能拡充メンテナンス	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H18.9.25	30,891,000	随意契約	本業務は、機構が保有しているシステムと密接に連動しており、業務に支障を来さないよう的確に対応するために、本システムの最新の内容・構成等を熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると、使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直の余地あり	公募を実施（平成20年度から）		
47	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	資金計画診断システムメンテナンス	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H19.2.19	5,292,000	随意契約	本業務は、機構が保有しているシステムと密接に連動しており、業務に支障を来さないよう的確に対応するために、本システムの最新の内容・構成等を熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると、使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
48	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	債権管理支援システムのメンテナンス	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H19.1.29	4,074,000	随意契約	本業務は、機構が保有しているシステムと密接に連動しており、業務に支障を来さないよう的確に対応するために、本システムの最新の内容・構成等を熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると、使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直の余地あり	公募を実施（平成20年度から）		
49	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	人事・給与・厚生システム運用サポート	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H18.4.3	3,737,160	随意契約	本業務は、人事・給与・厚生システムに係る運用業務を委託するものであり、人事・給与・厚生システムは役職員の人事管理、給与支給、社会保険等の多数の機能が複雑に連動しており、業務に支障が生じることのないよう的確に運用するためには、本システムの最新の内容・構成・運用状況について熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると、使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直の余地あり	公募を実施（平成20年度から）		
50	(株)エイチ・ジイ・エス 東京都文京区関口1-2-4-2	ビル管理委託(総合管理・受付業務・警備業務・文書発送業務)	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H18.4.3	60,676,027	随意契約	本業務は、公庫本店ビルの管理を行うものであるが、契約相手方はこれまでの経緯から当該業務に精通しており、契約相手方として最適であったため随意契約を行ったものである。(会計規程31条第2号)	見直の余地あり	企画競争を実施（平成20年度から）		
51	(株)エイチ・ジイ・エス 東京都文京区関口1-2-4-2	ビル管理委託(設備管理業務・環境衛生管理業務)	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H18.4.3	16,922,310	随意契約	本業務は、本店ビルの設備管理を行うものであるが、これまでの業務実績等を勘案し、引き続き契約相手方とすることが最適であったため、随意契約を行ったものである。(会計規程31条第2号)	見直の余地あり	競争入札に移行（平成18年度から）		
52	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	人事・給与・厚生システムのメンテナンス	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽 1-4-10	H18.6.6	24,937,500	随意契約	本業務は、機構が保有しているシステムと密接に連動しており、業務に支障を来さないよう的確に対応するために、本システムの最新の内容・構成等を熟知している必要がある。 既契約の相手方以外の者から調達すると、使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直の余地あり	公募を実施（平成20年度から）		



平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：独立行政法人住宅金融支援機構)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
53	(株) 損害保険ジャパン他6社 東京都新宿区西新宿1-26-1	本店事務所に係る火災保険	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.7.3	7,400,125	随意契約	本業務は、本店ビルの火災保険付保に係る契約であるが、火災保険料については所定の保険料率に基づいていることから、契約相手方との随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直しの余地あり	競争入札に移行（平成19年度から）		
54	鹿島建設(株) 東京都千代田区神田神保町3-15-8	本店ビルレイアウト変更に係るコンサルティング業務	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H18.8.7	21,525,000	随意契約	本業務は本店ビルレイアウト工事のコンサルティング業務である。本店ビルを建設した業者であることから、壁等の工事を行う場合、耐久性等を考慮したレイアウト工事を行う必要があることから随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
55	鹿島建設(株) 東京都千代田区神田神保町3-15-8	本店ビルレイアウト工事	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H19.3.27	381,090,782	随意契約	本業務は本店ビルのレイアウト工事を行うものである。今般のレイアウト変更については躯体工事等を含むため、ビルの構造を熟知していないと工事が不可能であるという理由から随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)。	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
56	鹿島建設(株) 東京都千代田区神田神保町3-15-8	本店ビルレイアウト変更工事	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H19.3.29	3,781,470	随意契約	本店ビルのレイアウト変更を行うものである。このビルの建設業者であることから、今般のレイアウト変更については躯体工事を含むため、ビルの構造を熟知していないと工事が不可能であるという理由から随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第1項)。	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
57	(株)HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	人事・給与・厚生システムのメンテナンス	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H19.2.1	2,436,000	随意契約	本業務は、機構が保有しているシステムと密接に連動しており、業務に支障を来さないよう的確に対応するために、本システムの最新の内容・構成等を熟知している必要がある。既契約の相手方以外の者から調達すると、使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとの理由により随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	見直しの余地あり	公募を実施（平成20年度から）		
58	東急不動産(株) 東京都渋谷区渋谷3-28-13	承継不動産に係る追加現地調査	住宅金融公庫 契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	H19.3.1	3,675,000	随意契約	本業務は、承継不動産鑑定評価業務の追加契約であり、当該鑑定評価業務を一般競争入札により落札した契約相手方と随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
59	(株) エイチ・ジイ・エス 東京都文京区関口1-24-2	人材派遣	住宅金融公庫 契約担当役 菅原典夫 北海道札幌市中央区北3条西13丁目3番13	H18.4.3	3,565,899	随意契約	労力の供給であるため(会計規程31条第10号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		単価契約
60	(株) エイチ・ジイ・エス 東京都文京区関口1-24-2	人材派遣	住宅金融公庫 契約担当役 荒川太 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	H18.4.1	2,768,819	随意契約	労力の供給であるため(会計規程31条第10号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		単価契約
61	松榮建物㈱ 東京都港区新橋3-16-2	首都圏支店東館事務所・駐車場賃借	住宅金融公庫 契約担当役 竹内良民 東京都文京区関口1-23-6	H18.4.3	69,209,040	随意契約	既存事務所を引き続き賃借する必要があるため。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
62	松榮建物㈱ 東京都港区新橋3-16-2	首都圏支店東館事務所共益費・開館準備費	住宅金融公庫 契約担当役 竹内良民 東京都文京区関口1-23-6	H18.4.3	23,011,920	随意契約	当該建物を引き続き事務所として賃借することに伴い、契約相手方に対して支払う必要があったため。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
63	松榮建物㈱ 東京都港区新橋3-16-2	首都圏支店東館事務所の退去に伴う原状復旧工事	住宅金融公庫 契約担当役 竹内良民 東京都文京区関口1-23-6	H19.3.9	42,414,579	随意契約	所定の条件及び期間内に当該工事を行うことが可能な者は貸主である契約先のみであるため。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
64	(株) エイチ・ジイ・エス 東京都文京区関口1-24-2	人材派遣	住宅金融公庫 契約担当役 竹内良民 東京都文京区関口1-23-6	H18.4.3	15,714,245	随意契約	労力の供給であるため(会計規程31条第10号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		単価契約

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：独立行政法人住宅金融支援機構)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
65	松榮建物（株） 東京都港区新橋3-16-2	電力使用料	住宅金融公庫 契約担当役 竹内良民 東京都文京区関口1-23-6	H18.4.3	4,340,797	随意契約	本契約は賃貸ビルである事務所の電力使用料（実費）をオーナーの指定するビル管理会社に支払うものであり、契約先が1社に限定されていることから、契約相手方と随意契約を行ったものである。（会計規程第31条第2号）	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
66	三井住友海上火災 東京都中央区新川2-27-2	金融機関業務委託手数料（買取分）	住宅金融公庫 総裁 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.1	50,768,060	企画競争・公募	一機関との契約では目的を達成しないため、一定の要件を満たす機関と、住宅金融公庫法第23条の規定に基づき業務を委託	その他	公募を実施（継続）		単価契約
67	全宅住宅ローン 東京都千代田区内神田2-16-9	金融機関業務委託手数料（買取分）	住宅金融公庫 総裁 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.1	21,959,160	企画競争・公募	一機関との契約では目的を達成しないため、一定の要件を満たす機関と、住宅金融公庫法第23条の規定に基づき業務を委託	その他	公募を実施（継続）		単価契約
68	あいおい損害保険 東京都渋谷区恵比寿1-28-1	金融機関業務委託手数料（買取分）	住宅金融公庫 総裁 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.1	1,873,628	企画競争・公募	一機関との契約では目的を達成しないため、一定の要件を満たす機関と、住宅金融公庫法第23条の規定に基づき業務を委託	その他	公募を実施（継続）		単価契約
69	(財)住宅金融普及協会 東京都文京区関口1丁目24番2号	地方公共団体等業務委託手数料	住宅金融公庫 総裁 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.1	3,095,925	随意契約	一機関との契約では目的を達成しないため、一定の要件を満たす機関と、住宅金融公庫法第23条の規定に基づき業務を委託	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの（平成19年度から）		単価契約
70	(財)日本建築センター 東京都千代田区外神田6丁目1番8号	地方公共団体等業務委託手数料	住宅金融公庫 総裁 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.1	26,902,516	随意契約	一機関との契約では目的を達成しないため、一定の要件を満たす機関と、住宅金融公庫法第23条の規定に基づき業務を委託	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの（平成19年度から）		単価契約
71	(財)日本建築設備・昇降機センター 東京都港区虎ノ門1丁目13番5号	地方公共団体等業務委託手数料	住宅金融公庫 総裁 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.1	1,191,540	随意契約	一機関との契約では目的を達成しないため、一定の要件を満たす機関と、住宅金融公庫法第23条の規定に基づき業務を委託	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの（平成19年度から）		単価契約
72	横浜銀行 神奈川県横浜西区みなとみらい3-1-1	横浜センター事務所賃貸借・共益費	住宅金融公庫 契約担当役 竹内良民 東京都文京区関口1-23-6	H18.4.3	---	随意契約	既存事務所を引き続き賃借する必要があるため。（会計規程第31条第2号）	その他	随意契約によらざるを得ないもの		5
73	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-1	埼玉センター事務所賃貸借・共益費	住宅金融公庫 契約担当役 竹内良民 東京都文京区関口1-23-6	H18.4.3	---	随意契約	既存事務所を引き続き賃借する必要があるため。（会計規程第31条第2号）	その他	随意契約によらざるを得ないもの		5
74	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-1	千葉センター事務所賃貸借・共益費	住宅金融公庫 契約担当役 竹内良民 東京都文京区関口1-23-6	H18.4.3	---	随意契約	既存事務所を引き続き賃借する必要があるため。（会計規程第31条第2号）	その他	随意契約によらざるを得ないもの		5
75	首都圏建物管理（株） 東京都文京区関口1-23-6	首都圏支店西館事務所・駐車場賃貸借	住宅金融公庫 契約担当役 竹内良民 東京都文京区関口1-23-6	H18.4.3	66,832,755	随意契約	既存事務所を引き続き賃借する必要があるため。（会計規程第31条第2号）	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
76	首都圏建物管理（株） 東京都文京区関口1-23-6	首都圏支店西館事務所共益費・清掃	住宅金融公庫 契約担当役 竹内良民 東京都文京区関口1-23-6	H18.4.3	20,076,375	随意契約	当該建物を引き続き事務所として賃借することに伴い、契約相手方に対して支払う必要があったため。（会計規程第31条第2号）	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
77	首都圏建物管理（株） 東京都文京区関口1-23-6	首都圏支店西館事務所の退去に伴う原状復旧工事	住宅金融公庫 契約担当役 竹内良民 東京都文京区関口1-23-6	H19.3.15	26,836,876	随意契約	所定の条件及び期間内に当該工事を行うことが可能な者は貸主である契約先のみであるため。（会計規程第31条第2号）	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
78	横浜銀行 神奈川県横浜西区みなとみらい3-1-1	金融機関業務委託手数料（直接融資分）	住宅金融公庫 総裁 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.1	329,994,562	随意契約	一機関との契約では目的を達成しないため、一定の要件を満たす機関と、住宅金融公庫法第23条の規定に基づき業務を委託	見直しの余地あり	公募を実施（平成20年度から）		単価契約
79	京葉銀行 千葉県千葉市中央区富士見1-11-1	金融機関業務委託手数料（直接融資分）	住宅金融公庫 総裁 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.1	106,456,352	随意契約	一機関との契約では目的を達成しないため、一定の要件を満たす機関と、住宅金融公庫法第23条の規定に基づき業務を委託	見直しの余地あり	公募を実施（平成20年度から）		単価契約
80	スルガ銀行 静岡県沼津市通横町23	金融機関業務委託手数料（直接融資分）	住宅金融公庫 総裁 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.1	37,727,297	随意契約	一機関との契約では目的を達成しないため、一定の要件を満たす機関と、住宅金融公庫法第23条の規定に基づき業務を委託	見直しの余地あり	公募を実施（平成20年度から）		単価契約

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：独立行政法人住宅金融支援機構)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
81	西日本シティ銀行 福岡県福岡市博多区博多駅前1-3-6	金融機関業務委託手数料（直接融資分）	住宅金融公庫 総裁 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.1	206,631,056	随意契約	一機関との契約では目的を達成しないため、一定の要件を満たす機関と、住宅金融公庫法第23条の規定に基づき業務を委託	見直の余地あり	公募を実施（平成20年度から）		単価契約
82	横浜銀行 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	金融機関業務委託手数料（買取分）	住宅金融公庫 総裁 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.1	72,210,266	企画競争・公募	一機関との契約では目的を達成しないため、一定の要件を満たす機関と、住宅金融公庫法第23条の規定に基づき業務を委託	その他	公募を実施（継続）		単価契約
83	京葉銀行 千葉県千葉市中央区富士見1-11-11	金融機関業務委託手数料（買取分）	住宅金融公庫 総裁 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.1	7,714,395	企画競争・公募	一機関との契約では目的を達成しないため、一定の要件を満たす機関と、住宅金融公庫法第23条の規定に基づき業務を委託	その他	公募を実施（継続）		単価契約
84	スルガ銀行 静岡県沼津市通横町23	金融機関業務委託手数料（買取分）	住宅金融公庫 総裁 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.1	2,663,436	企画競争・公募	一機関との契約では目的を達成しないため、一定の要件を満たす機関と、住宅金融公庫法第23条の規定に基づき業務を委託	その他	公募を実施（継続）		単価契約
85	西日本シティ銀行 長崎県佐世保市鳥瀬町10-12	金融機関業務委託手数料（買取分）	住宅金融公庫 総裁 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.1	2,448,433	企画競争・公募	一機関との契約では目的を達成しないため、一定の要件を満たす機関と、住宅金融公庫法第23条の規定に基づき業務を委託	その他	公募を実施（継続）		単価契約
86	(株) 東京建築検査機構 東京都中央区東日本橋1丁目1番4号	地方公共団体等業務委託手数料	住宅金融公庫 総裁 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.1	10,865,610	随意契約	一機関との契約では目的を達成しないため、一定の要件を満たす機関と、住宅金融公庫法第23条の規定に基づき業務を委託	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの（平成19年度から）		単価契約
87	(株) エイチ・ジイ・エス 東京都文京区関口1-24-2	人材派遣	住宅金融公庫 契約担当役 桜井雄二 愛知県名古屋市中区区新栄三丁目20番16号	H18.4.3	5,250,578	随意契約	労力の供給であるため(会計規程31条第10号)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		単価契約
88	岡崎信用金庫 岡崎市菅生町字元菅41	金融機関業務委託手数料（直接融資分）	住宅金融公庫 総裁 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.1	37,496,441	随意契約	一機関との契約では目的を達成しないため、一定の要件を満たす機関と、住宅金融公庫法第23条の規定に基づき業務を委託	見直の余地あり	公募を実施（平成20年度から）		単価契約
89	岡崎信用金庫 岡崎市菅生町字元菅41	金融機関業務委託手数料（買取分）	住宅金融公庫 総裁 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.1	4,065,571	企画競争・公募	一機関との契約では目的を達成しないため、一定の要件を満たす機関と、住宅金融公庫法第23条の規定に基づき業務を委託	その他	公募を実施（継続）		単価契約
90	(株) エイチ・ジイ・エス 東京都文京区関口1-24-2	人材派遣	住宅金融公庫 契約担当役 金森章宣 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	H18.4.3	16,177,986	随意契約	労力の供給であるため(会計規程31条第10号)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		単価契約
91	(株) エイチ・ジイ・エス 東京都文京区関口1-24-2	人材派遣	住宅金融公庫 契約担当役 金森章宣 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	H18.4.3	1,211,111	随意契約	労力の供給であるため(会計規程31条第10号)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		単価契約
92	(株) エイチ・ジイ・エス 東京都文京区関口1-24-2	人材派遣	住宅金融公庫 契約担当役 金森章宣 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	H18.4.3	5,991,300	随意契約	労力の供給であるため(会計規程31条第10号)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		単価契約
93	日本建築センター大阪事務所 大阪市中央区南本町1-7-15	地方公共団体等業務委託手数料	住宅金融公庫 総裁 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.1	8,828,610	随意契約	一機関との契約では目的を達成しないため、一定の要件を満たす機関と、住宅金融公庫法第23条の規定に基づき業務を委託	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの（平成19年度から）		単価契約
94	日本建築総合試験所 大阪市中央区南新町1-2-10	地方公共団体等業務委託手数料	住宅金融公庫 総裁 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	H18.4.1	11,285,400	随意契約	一機関との契約では目的を達成しないため、一定の要件を満たす機関と、住宅金融公庫法第23条の規定に基づき業務を委託	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの（平成19年度から）		単価契約
95	鹿島建設(株) 大阪市中央区城見2丁目2番22号	看板・案内板製作	住宅金融公庫 契約担当役 金森章宣 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	H19.3.1	2,152,500	随意契約	本業務は、予定価格が250万円を超えない役務の供給に該当したため、契約相手方との随意契約を行ったものである。(会計規程第31条第5号)。	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの（平成19年度から）		
96	(株) エイチ・ジイ・エス 東京都文京区関口1-24-2	人材派遣	住宅金融公庫 契約担当役 水落一 広島県広島市中区基町8番3号	H18.4.3	5,351,588	随意契約	労力の供給であるため(会計規程31条第10号)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		単価契約
97	(株) エイチ・ジイ・エス 東京都文京区関口1-24-2	人材派遣	住宅金融公庫 契約担当役 阿部勝次 福岡市中央区天神 4丁目1番37号	H18.4.3	11,549,713	随意契約	労力の供給であるため(会計規程31条第10号)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		単価契約

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：独立行政法人住宅金融支援機構)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
98	松榮建物㈱ 東京都港区新橋3-16-2	電気	住宅金融公庫 契約担当役 竹内良民 東京都文京区関口1-23-6	H18.4.1	5,118,985	随意契約	当該建物を引き続き事務所として賃借することに伴い、契約相手方に対して支払う必要があったため。(会計規程第31条第2号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		単価契約
					9,478,181,389						

- (注) 「類型区分」欄には、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・その他、1から17並びに19及び20の類型区分に分類できないものについては「18」
  - ・見直し後においても、なお、国において定める随意契約の限度額を超える契約で法人の定める限度額を下回る契約とする場合については「19」
  - ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「20」